

令和 4 年度第 4 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和 5 年 2 月 22 日(水) 午後 1 時 30 分 ～ 3 時 2 分
場所	もくせい会館 3 階 301・302 会議室
出席者	会長 萬沢 明 委員 菱田 秀雄、佐々木 和仁、笹本 みゆき、徳田 稔、平野 千恵子、森田 哲哉、 小林 啓子、大戸 規彰、土谷 利美、前 里恵、森田 秀司、小川 恵子、 濱中 供子、半澤 比呂美、沢本 善弘
事務局	町田福祉保健部長、岩木社会福祉課長、神田障害福祉課長、天野介護福祉課長、 石野福祉総務係長、和田高齢者支援係長、小村高齢者支援係主査、 佐野高齢者支援係主査、浦野介護保険係長、西間木介護保険係主査、 西野福祉総務係主任、安東福祉総務係主事

[事前配付資料]

- ・事前資料 1 福生市障害者生活実態調査報告書（概要版）
- ・事前資料 2 福生市障害者生活実態調査報告書
- ・事前資料 3 福生市高齢者生活実態調査報告書（概要版）
- ・事前資料 4 福生市高齢者生活実態調査報告書
- ・事前資料 5 令和 4 年度第 3 回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

[当日配付資料]

- ・資料 6 福生市障害者生活実態調査報告書（差替分）
- ・資料 7 福生市高齢者生活実態調査報告書（差替分）

1 開会（福祉保健部長）

事務局： 本日は、(杉本委員、西村委員、波多野委員) から御欠席の連絡をいただいています。

それでは、お手元の次第にしたがって進めさせていただきます。議事に入る前に資料の確認をします。

今回の資料は、事前に委員の皆様へ御送付しました事前配布資料と本日机の上に配布しました当日配布資料を使用します。事前配布資料については、事前資料 1、2、3、4、5 の 5 種類となります。

次に、机の上に配布しました当日配布資料につきまして、資料 6、7 の 2 種類となります。当該資料につきましては、事前配布資料の一部に差替えが生じたことによるものです。具体的な内容や差替え場所等につきましては、後ほど議題の中で、各担当より御説明いたします。

2 報告

事務局： それでは、次第の 2 です。会議を始める前に、事務局より御報告があります。

事務局： それでは、会議に先立ちまして、3点御報告があります。

1点目は、地域福祉推進委員会委員でありました島田雅由元委員の訃報です。島田元委員は昨年の令和4年9月28日に御逝去されました。生前、島田元委員は「福生市身体障害者福祉協会」の会長を多年に渡り務められ、地域福祉推進委員会委員においては、平成22年4月1日から約12年6か月間もの長きにわたり務められました。本市の福祉行政に対する島田元委員の功績は非常に大きいものであり、感謝の意を表するとともに、故人の御冥福をお祈りいたします。

2点目は、地域福祉推進委員会委員でありました板寺正行元委員の退任についてです。板寺元委員は、令和4年11月30日をもって福生市民生委員・児童委員協議会委員を退任され、地域福祉推進委員会委員についても同日をもって退任されました。板寺元委員につきましては、本委員会の副会長を務めておられましたので、後程、副会長の後任について御決定いただきたいと存じます。

3点目は、島田元委員、板寺元委員の後任についてです。島田元委員の後任については、「福生市身体障害者福祉協会」と現在調整中であり、選任されるまでの間は欠員とさせていただきたいと考えています。板寺元委員の後任については、福生市民生委員・児童委員協議会より笹本みゆき様が選任されましたので御報告いたします。笹本委員におかれましては、この後、委嘱状を交付させていただきます。

### 3 委嘱状の交付

事務局： 続きまして、次第の3です。事務局より御説明します。

事務局： 先ほど、御報告させていただいたとおり、福生市民生委員・児童委員協議会より選出されていましたが、板寺正行元委員の退任に伴い、後任として、笹本みゆき委員の御推薦をいただいておりますので、本日、委嘱状を交付させていただきます。本来でしたら、加藤市長より委嘱状をお渡しするところですが、他の公務があるため、本日は町田福祉保健部長が代行します。

～ 「地域福祉推進委員会」及び「社会福祉法人地域協議会委員」の委嘱状を交付 ～

### 4 会長あいさつ

事務局： それでは、次第の4です。萬沢会長より御挨拶をお願いします。

会 長： 事前に障害者生活実態調査報告書、高齢者生活実態調査報告書が皆様のお手元に届いており、中身を読んでいただいたのではないかと思います。報告書が厚くて、細かい所まで目を通すことが大変だったかと思います。概要版と事務局からの説明を合わせて、本日の御討議をよろしくをお願いします。

### 5 議題

#### (1) 副会長の選出について

会 長： 本日の議事に入ります。議題の(1)、副会長の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 先ほど、御報告したとおり、板寺元副会長の退任に伴い、新たに副会長を選出する必要があります。副会長については、当委員会条例で委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様から御意見等いただきたいと考えています。

会 長： 皆さん、いかがでしょうか。ぜひ御発言いただきたいと思います。

委 員： 副会長には、福生市役所職員として長年務められただけではなく、在職中には福祉保健部長として、広く福生市の福祉に係わってこられた森田秀司委員にお願いしたらいかがでしょうか。

会 長： 副会長は森田秀司委員にと御推薦の発言がありましたが、いかがでしょうか。よろしければ、皆さまの拍手をもって御承認とします。

～ 拍手多数 ～

会 長： 御承認の拍手をいただきましたので、当委員会の副会長は、森田秀司委員に決定いたします。それでは、森田副会長から御挨拶をお願いします。

副会長： 副会長という大任を仰せつかりました森田です。今後ともこの委員会が活発な意見のもと、福生市の地域福祉がますます発展するよう微力ながら努めていきたいと思っておりますので、皆さま御協力をお願いします。

## (2) 福生市障害者生活実態調査報告書について

会 長： 続いて、議題の2、福生市障害者生活実態調査報告書について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 福生市障害者生活実態調査報告書について御説明します。皆さまには、事前資料として、「事前資料1 福生市障害者生活実態調査報告書（概要版）」及び「事前資料2 福生市障害者生活実態調査報告書」を送付しました。また、調査報告書の自由意見については、集計中により保留としていましたが、本日、資料6として配布しています。自由意見については、障害者及び障害児も含んだ集計となっています。お手元の事前資料2の福生市障害者生活実態調査報告書の123ページに資料6を差し込んでいただくようお願いします。

実態調査については、事前資料1としてお配りした概要版にて、主な調査項目を御説明いたします。

事前資料1の1ページを御覧ください。「1 調査の目的」は、令和5年度に予定している福生市障害者計画策定のための基礎資料とするために実施したものです。「2 調査方法」ですが、福生市に在住の障害者手帳所持者等を対象に郵送による配布、回収方式で実施し、「3 回収結果」については、おおむね5割程度の方から回答を得ることができました。調査書の配布数については、重複して手帳等を所持している方もいるため、調査対象者数と一致していないので御了承ください。4ページを御覧ください。「日常生活について」の問いです。上段の問いの主な支援者は配偶者、次いで親の割合が多くなっており、下段の問いの支援者の年齢は70歳代、次いで60歳代の順で回答が多くなっています。続きまして、5ページを御覧ください。「外出のときに、

困ることはありますか」の問いです。「特にない」の回答が 39.7 パーセントと一番多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」、「障害や症状が理解されにくい」の回答が多くなっています。10 ページを御覧ください。「今後、市に何を期待しますか」についての問いです。「福祉サービスの充実」、「相談支援の充実」、「障害福祉サービスに関する情報提供」、「障害者に配慮したまちづくり」について、割合が 20 パーセントを超え、回答が多くなっています。12 ページを御覧ください。「災害時の対応」についての問いです。上段の問いの災害時に困ることについては、「普段の自分の生活が変わってしまうこと」「上記以外の理由で治療や投薬を受ける必要があること」「普段の相談相手や話し相手と連絡ができなくなること」の回答が多くなっています。

障害児の調査結果になります。17 ページを御覧ください。近年、障害児が非常に増えているという状況を踏まえて、令和 4 年度の調査においては、障害児の調査について別出しで実施したものです。「発達障害について」の問いです。下段の問いのどのようなことが困難に感じたかについては、「症状への対応」、「他の子と比較してしまう」、「発達障害についての知識がなかった」の回答が多くなっています。18 ページを御覧ください。「お子さんの発達障害を受け入れるまでに、どのような支援が必要だと思いますか」については、「診断後の具体的な指導やフォローアップ」、「早期療育」、「早期診断」の回答が多くなっています。21 ページを御覧ください。医療的ケア児についても増えている背景を踏まえ、調査を実施しています。「医療的ケアが必要な児童に関して、どのような支援の充実が必要か」についての問いですが、「医療的ケア児の学校での受入」「医療的ケア児の通所支援の整備」「医療的ケア児の家族への支援」への回答割合が約 4 割ありましたが、他の選択肢にも支援の充実が必要との回答が多く集まる状況でした。25 ページを御覧ください。「発達に関する不安があるお子さんの適切な支援を受けるために必要なこと」についての問いです。「専門家による相談体制の充実」、「児童発達支援センターの設置」、「障害児通所支援事業所の充実」、「関連するサービスについての情報提供の充実」の回答が多くなっています。

実態調査（概要版）に係る御説明は以上ですが、資料 6 として追加しました自由意見について 200 件程の御意見を頂戴しています。制度やサービスへの謝辞が一番多かったのと、サービスの量や質を求めるもの、経済的支援、交通手段や就労支援の充実、障害をお持ちの方が高齢になって今後の生活の不安を申されるケースがありました。今後、調査結果を分析いたしまして、次年度の計画に反映させていく作業を行います。

以上で、福生市障害者生活実態調査報告書についての御説明とします。

会 長： 皆さん、御質問、御意見等ありますか。

会 長： 資料 6 の「自由意見」について、124 ページ「サービス全般の質・量の不足、推進」には 20 件と記載されており、「市のサービスはパターン化しているように思います。時代ニーズにあったサービスをしてほしいです。」とあります。このことについては、分かるようで分からないこともありまして、本来であれば、本委員会委員には「福生市身体障害者福祉協会」選出の委員がおり、このことについての御発言があれば本委員会での議論も深まったのではないかと思います。早期の委員選出に期待したいと思います。

その他、調査報告書の内容を踏まえ、各関係団体の委員の方、御意見等ありますか。

委員： 事前資料1の26ページ「あなたや支援者が、子どものことでの悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）ですか。」について、選択肢の中に「障害者自立生活支援センター すてっぷ」とあるが、相談先として誰も選択していないことがアンケートから見受けられます。選択肢に含まれているという事は、相談先として活用されることを想定しているのかと思いますが、そもそも、「障害者自立生活支援センター すてっぷ」はどこにあり、どのような活動を行っているのでしょうか。

事務局： 「障害者自立生活支援センター すてっぷ」は福生市福祉センター内において社会福祉協議会への委託により、障害者の自立をサポートするために様々な相談事業を行っております。したがって、当該設問の選択肢として設定したものです。

委員： 資料6の自由意見について、サービスについての謝辞が多かった一方で、サービス全般の質・量の不足についての意見も多数あったようですが、サービスの何の質、何の量が不足していたのかあぶり出していただき、更なるサービスの向上に努めていただきたいと思います。

委員： 例年、障害者生活実態調査の回答率は50パーセント前後を推移していたと思いますが、当該調査は少しでも多くの人からの回答を集めることが大切ではないかと考えています。回答の内容に着目することも大切だとは思いますが、半分以上の方が回答していないという状況も考えなければならないと思いますので、意見として、回収率を上げていくための施策を継続して行っていく必要があると思います。

事務局： 回収率については、前回調査を行った令和元年の回収率は50.6パーセントとなっており、今回調査は前回調査に比べて、1.9ポイント回収率が増加しています。一方で、約半分程度の調査書が回収できていないという状況がありますので、デジタル化等を踏まえた他市の先進事例を参考にし、次回の調査までに検討をしたいと考えています。

委員： 資料6の124ページ「代表的意見」の中の「経済的支援」について、補聴器購入代金とありますが、聴覚障害は両耳が聞こえない等の障害がないと認定されないという背景もあるため、片耳にのみ障害がある方は補聴器購入に係る支援が受けることができません。他市には、片耳に障害がある方に対する支援も行っているところがあるそうなので、福生市においても柔軟に対応できるというのではないかと考えております。このことについて、市としてはどのように考えていますか。

事務局： 補聴器に係る支援に関しては、支援を受けるための基準があり、ケースワーカーが一人一人の状態を確認し、当該基準を踏まえた上で、支援ができるかどうかを判断しています。今後、高齢による難聴等の障害に関わらないニーズにも対応する必要があるため、様々な意見をくみ取りながら、対応を検討していきたいと考えています。

会長： 市長の手紙以外で、色々な御意見を通年で受けるところはありますか。

事務局： 市長への手紙によって、御意見を賜るのが一般的ですが、それ以外の方法としては、障害福祉に関わるものであれば、障害福祉課の窓口でも御意見を賜っています。

会長： 高齢になると、高音が聴きにくくなることがあるので、障害の基準に当てはまらない方に対しても、何かしらの対応が行えるといいのかなと思いました。

委員： 事前資料1の12、13ページ「災害時の対応について」について、「災害発生時に伴う避難時に、支援してくれる人は誰ですか。」の問いに対して、「支援者はいない」に回答している方が12.7パーセントいること、「災害発生時に自力で避難することができると思いませんか。」の問いに対して、「支援がないと難しい」に回答している方が37.1パーセントいるので、次期計画の策定時には、避難ができないという障害者の方に対して、積極的な支援を考える必要があるのではないのでしょうか。

事務局： 災害発生時に対する避難への積極的な支援が必要ではないかについてですが、障害者のみならず高齢者等の災害時に避難が困難な方も含めて、当市の防災危機管理課と共に避難計画の策定や福祉避難所の設置など行っていますが、より有効的な支援ができるよう関係する各課と体制づくりに努めており、適切な支援につなげられるよう引き続き検討を行っていきます。

委員： 福生市民生委員・児童委員協議会では、行政、町会等と協力し、自力での避難が困難な方向けの災害時避難行動要支援者への支援や居所確認訓練等を実施しております。毎年9月頃、の総合防災訓練の一環として町会の方々と地域の民生委員が協力し、支援者の方々のお宅を訪問した上で、どのような支援を行えばいいのかの聞き取りを行うなど、大きな災害に備えて準備をしています。福生市内に「避難行動支援者希望登録制度」をもっと周知し、災害が起きた際は一人も見逃さないよう努めていきたいと考えています。

委員： 子どもの障害について、事前資料1の16ページを見ると発達障害の割合が非常に多くなっており、17ページを見ると「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とあり、親御さんたちの困っている様子が伝わってきます。この困っている様子の中には、周囲の理解という面もあるかと思いますが、それ以上に親自身が「発達障害についての知識がなかった」ために困ったということが今回のアンケートからすごくよく分かりました。次期計画の策定時には、このような傾向を踏まえた施策とかを考える必要があるのではないのでしょうか。

事務局： 子どもの発達障害については、子ども以上に保護者への支援が必要ではないかという声は多くなってきています。このような声を踏まえ、発達障害のある子どもを養育した保護者がメンターとなり、支援を求める発達障害のある子どもを養育する保護者が抱える課題や悩みを聞いた上でアドバイス等を行うペアレントメンターの活動報告を企画し、3月上旬に開催します。子どもの発達障害に対するニーズは増えているので、子どものみならず、保護者に対する支援についても注力したいと考えています。

会長： 全国的に子どもに対する発達障害についての理解は進んできたが、保護者に対する支援についてはまだまだ不足しているように感じています。保護者に対する支援がもっと広がっていくといいのではないかと思います。

副会長： 事前資料1の4ページの主な支援者の年齢について、「40歳未満」が4.3パーセントとあるが、近年ヤングケアラーなどの問題もあるので、今後このようなところも把握していく必要があるのかなと思います。また、保護者に対する支援のあり方や障害に対する理解等に対する施策を講じる必要があると思いますので、次期計画の策定時には具体的に反映されることを期待したいです。

会 長： 他にありますでしょうか。なければ次の議題に進みます。

### (3) 福生市高齢者生活実態調査報告書について

会 長： 議題の3、福生市高齢者生活実態調査報告書について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 事前資料3として、福生市高齢者生活実態調査報告書（概要版）及び事前資料4として、福生市高齢者生活実態調査報告書を配付しています。一部、報告書の作成が間に合わない箇所があり、事前配付資料では白紙でお配りさせていただいた部分があります。また、資料に誤りがあった箇所も含め、本日は追加資料7として差し替えページをお配りしております。大変お手数をおかけしますが、報告書の45・46ページ、65ページから68ページの差し替えをお願いいたします。

それでは、事前資料3の概要版にて説明します。事前資料3の1ページを御覧ください。はじめに、「1 調査実施の目的」ですが、令和5年度に予定している福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）を策定にするにあたり、基礎資料として活用するため実施しました。「2 調査対象」ですが、調査は2種類あり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、65歳以上の一般高齢者1,200人及び要支援認定者500人を対象に、在宅介護実態調査は、在宅で生活する要介護認定者1,000人を対象に実施しました。「3 調査基準日」は、令和4年10月1日です。「4 調査期間」は、令和4年11月7日から12月5日に実施しました。「5 調査方法」は、郵送による配付・回収を行いました。なお、調査実施前に本委員会で御指摘をいただいた、日本語を母国語としない方への配慮として、やさしい日本語、多言語による調査票も作成しました。「6 回収状況」ですが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、66.9パーセント、在宅介護実態調査においては、53.9パーセントの回収率となっており、どちらも3年前に実施した調査を上回る回答を得ることができました。

続きまして、調査結果の中で、特徴的なものについて御説明します。まず、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について御説明します。2ページを御覧ください。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の設問は、国から示された「食べることについて」「地域での活動について」「健康について」などの8つの項目があり、その中で複数の設問があります。概要版では8項目から1つずつの設問を抜粋しています。まず、「(1) 家族や生活状況について」の家族構成に関する設問では、最も割合が高かった世帯は「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」で37.1パーセントとなっています。次に割合が高い「1人暮らし」は31.1パーセントとなっており、3年前の調査結果と比較して、5.1ポイント増加しています。「(2) からだを動かすことについて」の階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかについての設問では、「できるし、している」の割合が52.3パーセントと最も高く、「できるけどしていない」の割合と合わせると、68.7パーセントが「できる」と回答しています。3ページを御覧ください。「(3) 食べることについて」の食事をともにする機会についての設問では、「毎日ある」の割合が42.4パーセントと最も高く、次いで「月に何度かある」の割合が16.6パーセントとなっています。「(4) 毎日の生活について」の物忘れについての設問では、多いと感じる方

の割合が 42.7 パーセント、また「いいえ」の割合が 51.2 パーセントとなっています。

「いいえ」の回答は、3 年前の調査結果と比較して、4.5 ポイントの減となっております。「(5) 地域での活動について」の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加についての設問では、「参加してもよい」の割合が 41.0 パーセントと最も高く、次いで「参加したくない」の割合が 39.5 パーセントとなっています。4 ページの「(6) たすけあいについて」の何かあったときに相談する相手についての設問では、「そのような人はいない」の割合が 38.4 パーセントと最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が 23.4 パーセント、「地域包括支援センター・市役所」の割合が 21.2 パーセントとなっています。「(7) 健康について」の健康状態に関する設問では、「まあよい」の割合が 59.7 パーセントと最も高く、「とてもよい」と合わせると 67.1 パーセントが良いと回答しています。5 ページの「(8) 認知症にかかる相談窓口の把握について」の認知症に関する相談窓口を知っているかについての設問は、「はい」の割合が 21.5 パーセント、「いいえ」の割合が 72.5 パーセントとなっています。

次に、在宅介護実態調査についてです。6 ページを御覧ください。本調査は、御本人が受ける介護等についてと、主な介護者の方についてお伺いするものとなっています。「(1) 世帯類型」についてですが、単身世帯及び夫婦のみの世帯が全体の 62.7 パーセントを占めています。3 年前の調査結果と比較して、単身世帯が 8.4 ポイント増加しています。「(2) 御家族や御親族の方からの介護の頻度」に関する設問ですが、「ほぼ毎日ある」が 44.5 パーセントでした。7 ページを御覧ください。「(3) 主な介護者の方の年齢について」の設問ですが、60 代の割合が最も高く 26.0 パーセントで、次いで 50 代が 24.7 パーセントとなっており、60 歳以上の介護者の割合が全体の 66.1 パーセントを占めています。この傾向は、3 年前の調査と同様となっており、介護者の高齢化の傾向が見られます。8 ページを御覧ください。「(4) 主な介護者の方が行っている介護等」に関する設問ですが、多いのは掃除・洗濯・買い物等の家事で 80.1 パーセント、金銭管理や生活面に必要な諸手続きが 73.2 パーセント、外出の付き添い、送迎等が 72.1 パーセントとなっています。9 ページを御覧ください。「(5) 主な介護者の方が介護にあたり行っている働き方の調整について」ですが、労働時間等の調整、休暇の取得など、介護のために働き方の調整をしている方が、全体の 83.2 パーセントを占めています。これは、3 年前の調査と比較し、17.2 ポイント増加しています。事前資料 3 の 10 ページを御覧ください。「(6) 現在の生活を継続していくに当たって、主な介護者の方が不安に感じる介護等」をお伺いしたもので、認知症状への対応が最も高く、21 パーセントとなっています。

以上、概要版の説明となりますが、本調査結果については、今後、「地域包括ケア見える化システム」へのデータ登録を行い、システムを活用し、より多角的に分析を行い、令和 5 年度に策定する計画の基礎資料とします。また、本調査結果の作成に当たっては、ユニバーサルデザインのコンセプトに基づいた誰にとっても見やすく読みやすい、ユニバーサルデザインフォントを採用しました。来年度の計画策定に当たっても、活用したいと考えています。

最後に、本報告書にかかる今後の予定ですが、本日の地域福祉推進委員会終了後、



市役所情報コーナー、市内図書館、市ホームページ等により調査結果の周知を図りたいと考えています。

会 長： 皆さん、御質問、御意見等ございますか。

委 員： 事前資料3の7ページの「(3) 主な介護者の方の年齢について」ですが、20歳未満が0パーセントとなっていることについて、近年、全国的にヤングケアラーの問題が取り上げられており、福生市においても潜在的なヤングケアラーがいるのではないかと思います。したがって、20歳未満の回答が0パーセントというのは少し違和感があります。

事務局： 今回の調査結果では0パーセントということです。地域包括支援センターを所管する部署としては、日々の業務の中において、ヤングケアラーに該当するような方には出会ったことはありません。潜在的なヤングケアラーのすくい上げが十分に出来ていない可能性もあるので、日々の業務においては、気をつけて対応をしていきたいと考えています。

会 長： ヤングケアラーの問題については全国的に注目されており、関係各所で対応策について検討されているところです。今後は、別途ヤングケアラーに関する項目を設けて対応しなければならないのかなという印象を受けております。

委 員： 事前資料3の4ページの「(6) たすけあいについて」及び5ページの「(7) 認知症にかかる相談窓口の把握について」ですが、何かあったときの相談先として、市役所や社会福祉協議会、ケアマネージャーとある一方、認知症に関する相談窓口の存在について、72.5パーセントの方が知らないと回答しています。この結果を見ると、関係機関からの働きかけや周知があると、改善するのではないかと考えています。また、本年の10月から「高齢者見守りステーション」の事業を実施しているので、相談先がないと回答している方々が減少していく傾向がみられるといいのではないかと考えています。

会 長： 事前資料3の6ページの「(1) 世帯類型」とあるが、単身世帯が前回調査から8.4ポイント増えているとのこと。成年後見制度における首長申立てが増加傾向にあるので、このことを踏まえると、高齢者の単身世帯が増えているのではないかと考えています。単身世帯の増加について、行政の方で対策や対応を考えていますでしょうか。

事務局： 高齢者の単身世帯が増加していることは、地域包括支援センターを所管する部署としても感じているところです。本年の4月から地域包括支援センターの体制を改めましたが、それのみでは、声を上げてきた方の相談を受け止めることしかできないと考え、令和4年10月から「高齢者見守りステーション」事業を新しく開始したところです。まだ、始めたばかりであり、1か所での設置となるため、足りない部分は多々あるが、地域包括支援センターと連携し、声を上げられない方々をなるべく早く拾い上げ、支援につなげられるよう努めたいと考えています。

会 長： 声を上げられない方々は多々いると思うので、積極的にアウトリーチをしていただき対応していただければと思います。「高齢者見守りステーション」はまだ始まったばかりのことなので、どのような成果が上がったか等については、どこかでまとめて

御報告いただければと思います。

副会長： 次の計画策定の際には、今回調査と前回調査との比較が重要になってくると思います。計画策定に向けてどのようなスケジュールで行っていくのでしょうか。

事務局： 本調査は国が定めた設問に従って実施しており、今回の調査結果については、この後、「地域包括ケア見える化システム」や国から配布される分析ツールを活用して、分析を行う予定です。今後のスケジュールとしては、本日の会議終了後、生活実態調査報告書を完成させ、市ホームページや情報コーナーなどで公表する予定です。また、当該調査の分析結果や他市の状況との比較を踏まえ、計画策定の準備を行う予定です。

副会長： 事前資料4の59ページについて、介護認定を受けている方のうち、介護保険サービスを利用している方が51.6パーセント、利用していない方が42.1パーセントとなっている。介護認定を受けていながら介護保険サービスを利用していないというのはどういった状況なのでしょう。

事務局： 介護保険の申請をすることについては市民の権利であるため、介護保険サービスを受ける必要がないと思われる方であっても、御本人が希望すれば介護保険の申請をすることはでき、審査の結果によっては介護保険の認定を受けることができます。例えば、御本人が介護保険サービスを受ける必要性を感じていない場合であっても、主治医等から介護保険の申請をするように勧められる場合もあるようで、そのようなことから、介護保険の認定を受けていても介護保険サービスを利用しないという状況が生じていると考えています。

副会長： 介護保険は、サービスの必要性を感じたときに申請するというものではないのでしょうか。

事務局： 介護保険の申請を受け付ける際には、介護保険の申請をする意味や必要性について十分に説明し、お話しを伺った上で申請をしていただくようにしています。ただし、主治医等の関係もあるようで、主治医等の指示に従い申請しますというケースや、住宅改修だけ必要なので申請しますというケースがあります。継続的なサービスの利用は必要としていないが、特定のサービスだけを使いたいという理由で申請する方もいます。したがって、調査結果の「介護保険サービスを利用していない」と回答した全ての方が、全く介護サービスを利用していないというわけではないと考えています。

委員： 介護サービス事業所を運営する立場からすると、介護保険の認定を受けていて、本人や家族が困っている状況で介護保険サービスを使ってもらいたいのに使わない人がいます。例えば、他人を家に入れたくない、なるべく他者の助けを借りたくないという人は、限界が来るまで頑張ってしまう。制度としては介護保険サービスを受けることができる段階にあるのに、本人の感情が介護保険サービスを使うことを受け入れられないことは多々あるので、介護保険の認定を受けたからすぐにサービスを利用するとはならないのが実情です。介護保険は人を見る制度であると思いますので、数量的な事も大切かとは思いますが、サービス利用に至るまでのプロセスを大事にしていきたいと考えています。

会長： 事前資料4の46ページの「その他」には、「気楽に相談できる窓口をもっとオープンにしてほしいです。」とあり、先ほども相談先についての議論がありました。市の広

報やチラシなど目にする機会が多いのではないかと感じているのですが、アンケートの結果を踏まえると、市民の方にもっと深く浸透していくような周知方法を検討する必要があることを感じています。

会 長： 他にございますか。その他、議事全体で何かございますか。無ければ審議を終了し、事務局にお返しします。

## 6 その他

事務局： 次第の6、その他について事務局から説明いたします。

事務局： その他については、3点あります。

1点目は、重層的支援体制整備事業について、資料なしで御説明します。昨年9月29日に開催した地域福祉推進委員会の中で「重層的支援体制整備事業の実施について」を、御説明をした経緯があります。今回は、前回説明した「重層的支援体制整備事業」について、令和5年度より移行準備事業を開始したく、予算要求していることを御報告します。なお、令和5年度に実施予定の内容につきましては、令和8年度に重層的支援体制整備事業を本格実施することを目指して、移行準備事業を委託し、社会福祉課の10番窓口において、生活困窮自立相談支援事業の窓口と一緒に相談支援等を行います。重層的支援体制整備事業の中核の役割を果たすべき「地域福祉コーディネーターの養成」等を委託により実施しようとするものです。福生市が手を挙げて重層的支援体制整備事業を本格実施するのは、まだ先になりますが、国庫補助金を受けながら、まずは移行準備から行います。

2点目は、事前資料5の「令和4年度第3回福生市地域福祉推進委員会 会議要録」についてです。こちらは、前回の9月29日（木）に開催しました第3回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。事前資料として御送付しましたが、何かお気づきの点などがありましたら、事務局まで御連絡ください。特になければ、後日に、第3回福生市地域福祉推進委員会の会議資料と併せて福生市ホームページに掲載する予定です。

3点目は、次回委員会の開催について御案内します。令和4年度の地域福祉推進委員会は本日で最後となります。次回の福生市地域福祉推進委員会ですが、令和5年度4月以降に決定し次第、皆様に御通知します。

事務局： 皆さん、御質問、御意見等ございますか。

## 7 閉会

事務局： ほかにございますか。無いようでしたら、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

(午後3時2分 閉会)